

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 30日	
久留米市長 殿	
提出者	
住 所	久留米市天神町120番地
氏 名	社会医療法人 天神会 理事長 古賀伸彦 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	0942-38-2222
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会医療法人 天神会 新古賀病院
事業場の所在地	久留米市天神町120番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療、福祉・医療業
② 事業の規模	総病床数(定床)268床
③ 従業員数	728人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内集積所からの収集運搬・中間処理・最終処分とも委託処理を行っている。 別紙のとおり ①感染性産業廃棄物フローシート参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

発生した感染性廃棄物を処理業者に委託する場合には、収集運搬から最終処分に至るまで確認し的確に管理する。

院内の各部署と協力し、感染性廃棄物処理に対応するために、現在の関係組織に加えて、さらに発生現場を中心とした横断的な組織編成を検討する。

(管理体制図)

別紙のとおり

②緊急時の連絡体制 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	50.6 t	t
	（これまでに実施した取組） 各現場への巡回指導および院内教育を行ったうえで、分別の徹底・梱包容器の確認など様々なことを感染性産業廃棄物減少のために行っているが、当該廃棄物は、新規入院患者数、在院患者数の動向により量的に変動するため減量方策を随時検討している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	49 t	t
	（今後実施する予定の取組） 当院感染性産業廃棄物が増量しないように目標達成に向けて、分別の強化及び院内各現場への巡回指導及び院内教育を徹底して行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 院内各現場への巡回指導及び院内教育を行ったうえで、分別の徹底、廃棄物の形状や種類による梱包用容器の選別。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し職員等に定期的に教育を行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	50.6 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	50.6 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	感染性産業廃棄物処理業者及び処分業者の処理内容を確認し、処理業者・処分業者と適正な委託契約の締結を行い、処理施設等及び処分施設の定期的な視察。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	49 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	49 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 院内各現場への巡回指導及び院内教育を行ったうえで、分別の徹底、廃棄物の形状や種類による梱包用容器の選別。 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し職員等に定期的に教育を行う。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	50.6	t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) 2020年度4月1日から前年度の特別管理産業廃棄物の発生量50t以上の事業場を設置している排出事業場は、当該事業場から昌実特別管理産業廃棄物の委託をする場合、電子マニフェストへの加入、電子マニフェスト対応処理業者と契約締結を行っている。		

①感染性産業廃棄物フローシート

発生源					院内処理方法	院内の集積所	委託業者へ引渡			
各現場										
【本館】	感染性産業廃棄物				病院職員 バイオハザード マークチェック	病院職員搬入 15:00～17:00	管理棟1階ゴミ置き場内感染性廃棄物保管庫コンテナ 月～土 8:30～17:00	感染性廃棄物収集運搬業者	車両 保冷車	感染性廃棄物中間処理業者
外来										
内視鏡室										
化学療法室										
本4階病棟										
本5階病棟										
本6階病棟										
【東館】										
救急処置室										
手術室										
血管造影室										
透析室										
ICU										
HCU										
検体検査室										
薬剤課										
東5階病棟										
東6階病棟										
東7階病棟										

鋭利なもの・液状泥状のものはエコペール、固形物はビニール袋と段ボールそれぞれバイオハザードマークの入った容器に密封し各ゴミ庫に保管

管理棟1階ゴミ置き場内感染性廃棄物保管庫コンテナ

感染性廃棄物収集運搬業者

感染性廃棄物中間処理業者

感染性廃棄物最終処理業者

緊急時の連絡体制

久留米市産業廃棄物担当課	
久留米市環境部 廃棄物指導課	0942-30-9148

院内清掃業者	
株式会社 サマンサジャパン	092-283-1155

特別産業廃棄物 管理責任者 産業・一般廃棄物 管理責任者を兼ねる	社会医療法人 天神会 新古賀病院 総務課 施設係 TEL 0942-38-2222 (内線)3137
---	--

収集運搬業者	
栄和産業 株式会社	0942-35-4443
東建工業 株式会社	0942-30-3233

中間処理業者	
株式会社 フチガミ	0942-38-5283
株式会社 新菱	093-643-2777

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。